三芳町制施行５０周年記念特別表彰要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、三芳町表彰条例（昭和５６年三芳町条例第２９号。以下「条例」という。）及び三芳町表彰条例施行規則（昭和５９年三芳町規則第１３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、三芳町町制施行５０周年を記念し、町政の進展に顕著な功績を挙げたものを表彰（以下「特別表彰」という。）することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（特別表彰の基準）

第２条　特別表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。ただし、第２号及び第３号に規定する表彰については、町民の日表彰式で表彰を受けた者を除くものとする。

(1)　自治功労特別表彰　次のいずれかに該当する者

ア　三芳町政のために永年活動を行い、功績が優れ、特別に表彰することが適当と認められる者

イ　別表に掲げる職以外の特別職として、２０年以上在職し、功績顕著な者

(2)　教育・文化等特別表彰　平成２２年以降に開催された、スポーツ及び芸術・文化の大会等で活躍し、次のいずれかに該当する者

ア　国際大会及び世界規模の権威ある大会等への出場又は出品した者

イ　全国規模の大会及び国民体育大会において３位までに入賞した者

ウ　関東大会及びこれに準ずる大会において優勝した者

(3)　善行者等特別表彰　概ね１０年以上にわたり、奉仕活動等の地域のための活動を行い、善行及び功績が特に優れ、他の模範とするもので、特別に表彰することが適当と認められる者

(4)　学校特別表彰　町立小中学校に関し、次のいずれかに該当し、学校長の推薦を受けた者

ア　小中学校及び児童生徒のために永年活動を続けてきた個人又は団体

イ　小中学校に在籍する児童生徒において、特に学業成績優秀、運動能力等に秀でて、優れた能力や特技を有し、他の児童生徒の模範となる者

ウ　小中学校所属のスポーツ、芸術・文化等の部活動又はサークル活動において、特に優れた功績のある個人又は団体

エ　生徒会、児童会等の活動において、中心となり、学校をより良くするために活動している者

(5)　その他特別表彰　町政の進展に貢献する個人又は団体で、町長が特に認めるもの

（町民特別功労）

第３条　前条に規定する被表彰者のうち、功績が特に優れ、広く町民の誇りとなるべき個人又は団体に対し、町民特別功労を授与する。

（特別表彰の時期及び方法）

第４条　特別表彰は、三芳町制施行５０周年記念日に行う。

２　特別表彰の被表彰者には、表彰状を授与する。

３　被表彰者が表彰前に死亡したときは、これを追賞し、表彰状はその遺族に授与する。

（表彰の内申）

第５条　次に掲げるものは、第２条の基準に該当すると思われる個人又は団体があるときは、第１号の者は功績内申書（様式第１号）を、第４号の者は学校特別表彰功績内申書（様式第２号）を、第１号及び第４号以外のものは特別表彰推薦書（様式第３号）を町長の指定する日までに提出するものとする。

(1)　課長（三芳町課室設置条例（平成２１年三芳町条例第３５号）に基づく課室の長及びこれらに相当する職にある者をいう。）

(2)　区長

(3)　三芳町被表彰者選考委員会委員

(4)　三芳町立小中学校長（第２条第１項４号に規定する表彰の内申に限る。）

(5)　三芳町に住所を有する者、在勤又は在学者

(6)　その他関係諸団体等

２　前項の規定により、内申又は推薦をしたものは、表彰の内申事項で異動があったときは、速やかに報告しなければならない。

（庶務）

第６条　特別表彰に関する庶務は、秘書広報室において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、特別表彰に関し必要な事項は、条例及び規則の規定を準用する。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示は、令和２年１１月３０日限り、その効力を失う。

別表（第２条関係）

区　分
町長、助役又は副町長、収入役、教育長
公営企業管理者
町議会議員
教育委員会委員
選挙管理委員会委員
公平委員会委員
監査委員
農業委員会委員
固定資産評価審査委員会委員